

令和7年度 小浜市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」第9条の規定に基づき、小浜市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、下記のとおり調達方針を定めるものとする。

1 方針の適用範囲

この方針は、小浜市の全組織を対象とする。

2 調達する物品等およびその目標

市が障害者就労施設等から調達する物品等および目標は次のとおりとする。
（下記に記載がないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。）

	種別	調達品目等	調達目標額
物品	食料品	弁当、パン等	750万円
役務	清掃・施設管理	施設・市営駐車場・トイレ等の清掃、 施設敷地内除草・剪定作業等	

3 調達実績のとりまとめ

調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 その他調達推進に関する事項

障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報をもとに各組織に情報を提供する。

5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、生活福祉部地域福祉課とする。